

第5章 第7期介護保険事業計画

5-1 地域包括ケアシステムの構築

1 構築の視点

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置づけられており、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められています。

第7期介護保険事業計画では、上記の理念を堅持し、2025年（平成37年）、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（平成52年）に向けて、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とすることが重要と位置づけられています。

高齢化が進行する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するため、地域課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただけるための取組を進めます。

(2) 地域における支え合いの体制づくり

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等により解決を目指すことが示されています。

地域包括ケアシステムを円滑に進めるため、「地域包括支援センター」を核に、地域ケア会議の開催及び生活支援コーディネーターの活動等により地域の多様な団体や機関との連携を図り、地域福祉の枠組みとして、「自助」、「互助」、「共助」を基本に、地域課題の解決等に向けた地域における支え合いの体制づくりを進めます。

(3) 高齢者が健康で生きがいをもって生活できる体制づくり

近年、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者が増加しています。このような状況にある高齢者は生活や心身の健康に不安を持つことが多く、要介護状態になる恐れも高くなります。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、医療・介護の連携、認知症施策の推進や、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図り、高齢者が健康で生きがいを持って生活できる体制づくりを推進します。

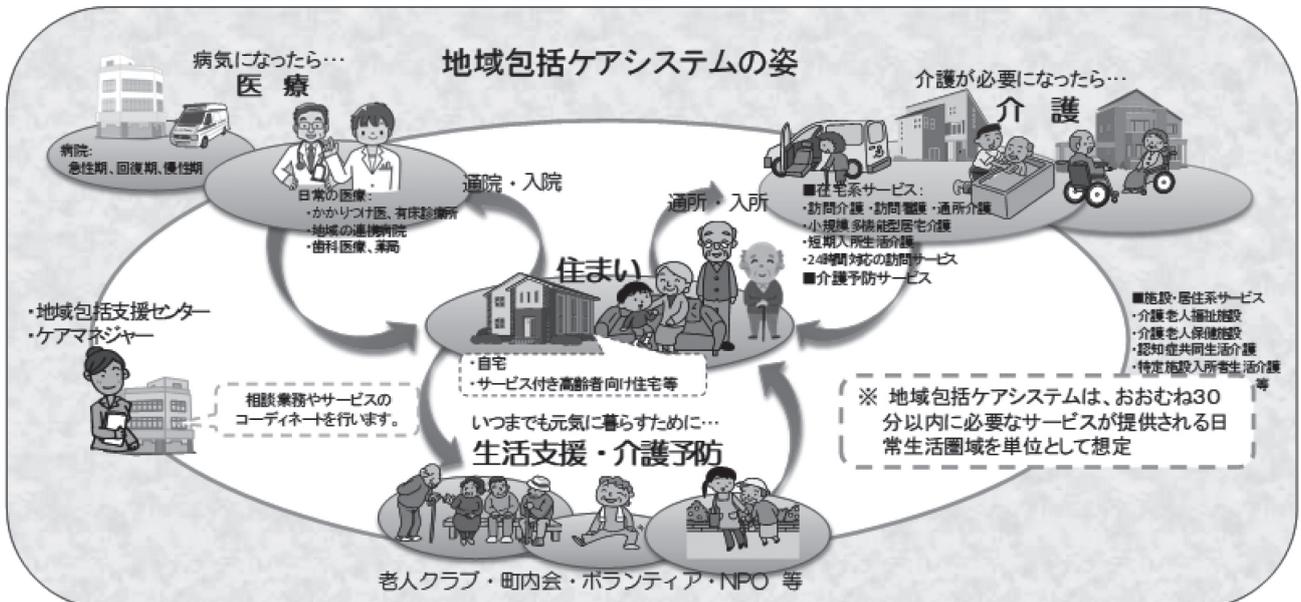
2 地域包括ケアシステムの充実

地域包括ケアシステムの構築には、専門職だけでなく、地域住民を主体とした自主的な取組やボランティア活動も重要な役割を担っています。また、高齢者福祉サービスの提供を行政だけが担うのではなく、ボランティアグループやサービス事業者を支援する等、地域住民の活力を導入しつつ、行政の果たすべき役割と住民活力に参加・協力を得る分野を明確にし、地域での相互扶助を通じた自立支援の仕組みを構築していきます。さらに、医療、介護サービス事業者、関係機関との連携を図りながら、「介護離職ゼロの実現」を念頭に、以下にあげる基本的理念を踏まえた本市における地域包括ケアシステムの構築に向けての取組を推進していきます。

■ 地域包括ケアシステムの概要図 ■

地域包括ケアシステムの基本的理念

- ◆ 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ◆ 介護給付等対象サービスの充実・強化
- ◆ 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- ◆ 日常生活を支援する体制の整備
- ◆ 高齢者の住まいの安定的な確保



3 日常生活圏域と地域包括支援センターの取組状況

(1) 日常生活圏域について

第3期以降の「市町村介護保険事業計画」においては、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるようにするために、市町村内を1つまたは複数に区分した「日常生活圏域」を設定し、同圏域を基本的な枠組みとして、地域密着型サービスの提供体制を整えていくことになりました。

本市では、以下の4つの「日常生活圏域」を設定しています。

■ 日常生活圏域図 ■



■ 日南市の日常生活圏域の概要（平成29年10月1日現在） ■

圏域	人口	高齢者数	第1号認定者数	高齢化率
北地区圏域	11,257人	4,605人	913人	40.9%
東地区圏域	13,332人	5,014人	892人	37.6%
中央地区圏域	17,641人	5,116人	892人	29.0%
南地区圏域	12,201人	4,668人	793人	38.3%
市全体	54,431人	19,403人	3,490人	35.6%

※資料：「住民基本台帳」「介護保険事業状況報告」

(2) 地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上、及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であり、地域包括ケアの確立のため、地域のネットワークを基盤としながら、地域住民の相談に対するワンストップサービスの拠点として、さまざまな生活支援サービスが適切に提供されるよう調整するコーディネート機能を持つ施設でもあります。

現在、日南市では、4つの地域包括支援センターを設置しています。センターごとの運営実績は以下のとおりです。

■ 地域包括支援センター別担当区域 ■

名 称	担当区域
北地区地域包括支援センター	飫肥・酒谷・北郷全域
東地区地域包括支援センター	油津・東郷・鶴戸全域・吾田一部 (中平野・桜ヶ丘・松原団地)
中央地区地域包括支援センター	吾田 (中平野・桜ヶ丘・松原団地を除く) 細田 (下方・塩鶴・大堂津1～3区を除く)
南地区地域包括支援センター	南郷全域・細田一部 (下方・塩鶴・大堂津1～3区)

■ 地域包括支援センター別運営実績（その1） ■

◆相談受付状況

●相談者の区分

(実人数)

区 分	平成26年度					平成27年度					平成28年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
本人	175	84	98	137	494	119	72	112	190	493	82	59	79	225	445
家族	41	161	114	104	420	53	151	77	82	363	76	170	100	98	444
行政	8	45	11	13	77	11	33	10	11	65	6	24	4	5	39
民生・児童委員	7	50	37	4	98	10	45	24	3	82	12	30	27	6	75
その他	37	152	123	34	346	53	194	92	25	364	42	159	61	31	293
計	268	492	383	292	1,435	246	495	315	311	1,367	218	442	271	365	1,296

●最初の相談方法

(実人数)

区 分	平成26年度					平成27年度					平成28年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
電話	45	134	89	75	343	32	176	114	36	358	22	198	76	45	341
来所	39	79	69	89	276	26	97	46	79	248	35	94	35	91	255
訪問	184	277	224	128	813	188	222	155	196	761	161	150	159	228	698
文書等	0	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
計	268	492	383	292	1,435	246	495	315	311	1,367	218	442	271	365	1,296

●相談対象者の年齢区分

(実人数)

区 分	平成26年度					平成27年度					平成28年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
90歳以上	32	38	28	34	132	28	49	28	31	136	28	47	30	51	156
85歳～89歳	54	108	87	65	314	70	111	67	82	330	62	90	61	92	305
80歳～84歳	71	141	96	78	386	54	148	73	95	370	59	124	71	108	362
75歳～79歳	47	89	59	55	250	48	86	48	51	233	28	68	27	67	190
70歳～74歳	28	48	34	28	138	24	41	27	28	120	24	39	19	19	101
65歳～69歳	12	34	16	17	79	14	30	14	10	68	10	33	20	18	81
60歳～64歳	8	13	13	5	39	4	6	5	4	19	1	7	5	3	16
60歳未満	8	9	1	6	24	2	6	6	7	21	1	7	5	3	16
不明	8	12	49	4	73	2	18	47	3	70	5	27	33	4	69
計	268	492	383	292	1,435	246	495	315	311	1,367	218	442	271	365	1,296

●相談事項の内訳

(延件数)

区 分	平成26年度					平成27年度					平成28年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
在宅介護サービス	181	294	255	177	907	177	309	187	178	851	152	283	163	227	825
施設介護サービス	17	33	22	12	84	19	28	28	19	94	18	34	26	19	97
その他の介護制度	7	35	30	57	129	20	41	11	60	132	4	28	11	72	115
高齢者福祉サービス	13	26	5	9	53	5	24	10	10	49	3	15	6	14	38
保健・医療	15	30	19	36	100	14	22	21	25	82	16	24	24	26	90
成年後見	1	2	5	4	12	3	6	5	2	16	2	8	4	5	19
高齢者虐待	1	3	6	3	13	2	0	4	3	9	1	2	1	2	6
その他の権利擁護	6	5	9	5	25	1	5	11	7	24	5	5	8	3	21
認知症に関する相談	17	23	17	50	107	19	33	9	36	97	18	32	5	75	130
以上に区分されないもの	31	113	38	20	202	30	133	47	30	240	24	94	46	34	198
計	289	564	406	373	1,632	290	601	333	370	1,594	243	525	294	477	1,539

■ 地域包括支援センター別運営実績（その2） ■

◆事業実施状況

●実態把握件数

(延件数)

区 分	平成26年度					平成27年度					平成28年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
新規調査	125	107	118	96	446	106	79	79	55	319	73	61	88	64	286
継続調査	30	19	27	7	83	50	10	40	9	109	28	2	35	9	74
計	155	126	145	103	529	156	89	119	64	428	101	63	123	73	360

●権利擁護業務として関係機関と連携をとったもの

(延件数)

区 分	平成26年度					平成27年度					平成28年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
成年後見申立	0	1	4	1	6	0	0	4	0	4	0	2	3	2	7
高齢者虐待対応	3	1	1	5	10	1	0	1	2	4	0	0	2	1	3
消費者被害対応	3	0	0	2	5	0	0	0	2	2	0	0	1	0	1
その他	1	3	0	1	5	0	2	1	3	6	2	2	1	1	6
計	7	5	5	9	26	1	2	6	7	16	2	4	7	4	17

●二次予防対象者に対する介護予防ケアプラン作成件数

区 分	平成26年度					平成27年度					平成28年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
作成数	69	55	53	39	216	59	38	37	46	180	47	35	28	40	150

●ケアマネジャーへの支援件数

区 分	平成26年度					平成27年度					平成28年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
情報提供・助言指導	10	9	4	19	42	6	8	11	16	41	10	8	5	10	33
うち困難事例指導	2	0	0	1	3	0	1	1	1	3	0	0	0	2	2

◆指定介護支援事業所の状況

●要支援者に対する介護予防ケアプラン作成件数

区 分	平成26年度					平成27年度					平成28年度				
	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計	北	東	中央	南	計
新規作成	78	67	70	54	269	67	80	75	46	268	67	93	78	48	286
継続作成	2,499	1,635	1,836	1,240	7,210	2,428	1,645	1,898	1,332	7,303	2,424	1,914	1,868	1,390	7,596
計	2,577	1,702	1,906	1,294	7,479	2,495	1,725	1,973	1,378	7,571	2,491	2,007	1,946	1,438	7,882
うち委託数	1,377	194	689	257	2,517	1,318	239	809	172	2,538	1,175	433	750	87	2,445

5-2 第7期介護保険事業の推進

1 介護給付等対象サービスの量の見込み

(1) 推計の流れ

本計画では、高齢化が一段と進む2025年（平成37年）に向けた地域包括ケアシステムの構築を見据え、要介護（要支援）認定者数の実績や給付実績を基に、国の示した推計手順に従い、第7期計画期間（平成30年度～32年度）、及び平成37年度の推計を行います。

推計の流れは以下のとおりです。

■ 推計の流れ ■



(2) 被保険者数の総人口及び高齢者人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の日本地域別将来推計人口によると、総人口は今後も減少するものと予測されます。

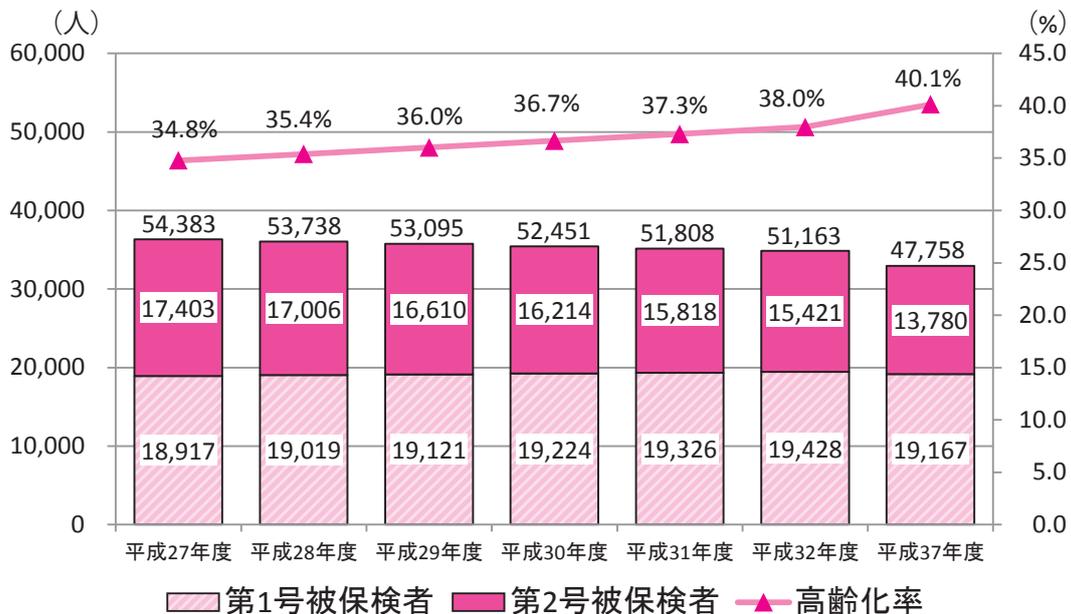
一方、65歳以上の人口は、平成32年度まで増加し、その後は減少します。

■ 人口の推計 ■

(単位：人)

区分	第6期			第7期			増減率 (H32/30)	平成 37年度
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		
総人口	54,383	53,738	53,095	52,451	51,808	51,163	97.5%	47,758
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%
第1号 被保険者 (65歳以上)	18,917	19,019	19,121	19,224	19,326	19,428	101.1%	19,167
	34.8%	35.4%	36.0%	36.7%	37.3%	38.0%		40.1%
第2号 被保険者 (40～64歳)	17,403	17,006	16,610	16,214	15,818	15,421	95.1%	13,780
	32.0%	31.6%	31.3%	30.9%	30.5%	30.1%		28.9%

■ 高齢者数等及び高齢化比率の推移 ■



※総人口と被保険者数については、国立社会保障・人口問題研究所の日本地域別将来推計人口
(平成25年3月推計)

(3) 要介護（要支援）認定者数の将来推計

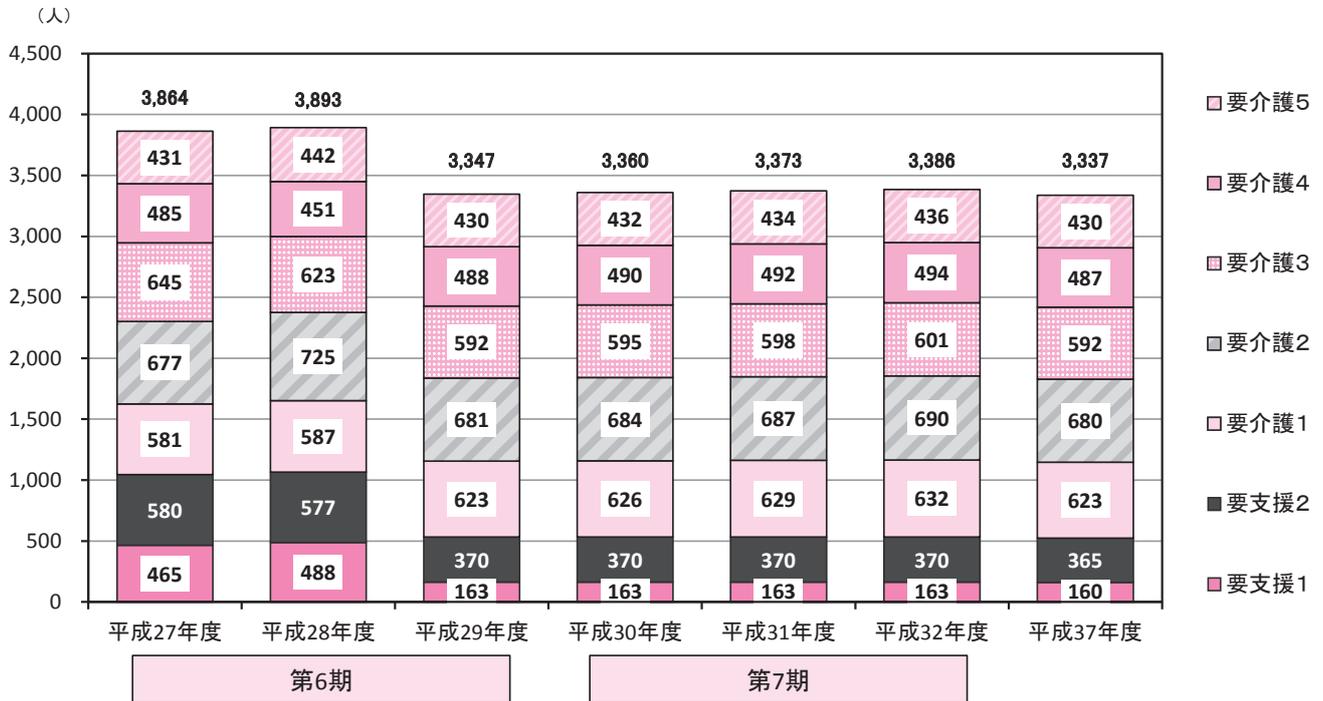
平成27年から平成29年の認定実績に基づき、計画期間における要介護（要支援）認定者数を推計すると、今後においても増加するものと予測されます。

■ 要介護（要支援）認定者数の推計 ■

【総数】

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総数	3,864	3,893	3,347	3,360	3,373	3,386	3,337
要支援1	465	488	163	163	163	163	160
要支援2	580	577	370	370	370	370	365
要介護1	581	587	623	626	629	632	623
要介護2	677	725	681	684	687	690	680
要介護3	645	623	592	595	598	601	592
要介護4	485	451	488	490	492	494	487
要介護5	431	442	430	432	434	436	430



(4) 介護（介護予防）サービスの概要

① 居宅介護（介護予防）サービス等

要介護者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者などの増加とともに、その支援ニーズが多様化している今日、要介護（要支援）認定者が、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、利用者のニーズ等を踏まえたサービスの提供を行います。

訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの介護や、家事などの日常生活の援助を行います。

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。

訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な人に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。

通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

医療施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

医療施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴・排せつ、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下した人に、車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助つえ・歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、日常生活を助ける用具を貸与します。

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

心身の機能が低下した人に、入浴や排せつに用いる用具の購入費の一部を支給します。

住宅改修・介護予防住宅改修

手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取り替えなど、小規模な住宅改修をする場合、改修費の一部を支給します。

居宅介護支援・介護予防支援

「居宅介護支援」は、要介護者がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

「介護予防支援」は、要支援者がサービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

② 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの構築にあたって中核となるサービスであり、要介護高齢者の身体状況や支援ニーズ等を把握しながら、サービスの必要量を適切に見込み、多様な事業所の参入や既存事業所の事業拡大が促進されるよう、情報提供・相談援助を行います。

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊り」を組み合わせるサービスであり、通所を中心に、利用者の選択に応じて、訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

本計画では、介護療養型医療施設（療養病床等）からの転換に伴うサービス必要量の増を確保します。

③ 施設介護サービス

施設利用者については、要介護度が高く、施設入所の必要性の高い方が優先的に入所できるような環境づくりに努め、早期の在宅復帰が図れるようケアマネジメントの質の向上に努めます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所し、食事・入浴・排せつなどの介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスであり、本計画では定員5名のサービス必要量の増を確保します。

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。

介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な人が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。

本計画では、平成31年度に一部施設の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）への転換を見込んでいます。

介護医療院

長期にわたる療養が必要な人が入所し、療養上の管理のもとで介護や機能訓練を行う施設サービスです。

(5) サービス種類別利用者数の見込み量

① 介護給付

(単位：人・回)

		第6期			第7期			平成 37年度
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
(1) 居宅サービス	人数	3,056	2,867	2,985	2,985	2,996	3,007	2,967
訪問介護	回数	9,325	9,643	9,914	9,920	9,972	10,024	9,889
	人数	514	510	522	522	524	526	518
訪問入浴介護	回数	100	90	91	94	94	94	92
	人数	17	15	15	15	15	15	15
訪問看護	回数	297	347	380	382	384	386	380
	人数	51	59	57	57	57	57	57
訪問リハビリテーション	回数	87	92	133	130	130	130	128
	人数	13	13	18	18	18	18	18
居宅療養管理指導	人数	66	100	125	125	125	125	125
通所介護	回数	13,645	10,750	11,549	11,549	11,610	11,671	11,514
	人数	1,053	784	784	784	788	792	781
通所リハビリテーション	回数	2,821	2,946	2,825	2,821	2,835	2,849	2,810
	人数	305	326	308	308	309	310	305
短期入所生活介護	回数	995	1,036	1,224	1,221	1,227	1,233	1,216
	人数	95	99	111	111	111	111	109
短期入所療養介護（老健）	回数	170	184	193	193	194	195	192
	人数	26	28	30	30	30	30	30
短期入所療養介護（病院等）	回数	0	11	9	7	7	7	7
	人数	0	1	2	2	2	2	2
福祉用具貸与	人数	753	776	851	851	855	859	847
特定福祉用具購入費	人数	17	14	16	16	16	16	16
住宅改修費	人数	16	17	15	15	15	15	15
特定施設入居者生活介護	人数	130	125	131	131	131	131	129
(2) 地域密着型介護サービス	人数	92	344	371	378	391	406	402
認知症対応型通所介護	回数	165	119	173	177	177	177	174
	人数	15	10	17	17	17	17	17
小規模多機能型居宅介護	人数	39	30	42	49	49	49	48
認知症対応型共同生活介護	人数	38	36	36	36	48	62	63
地域密着型通所介護	回数	0	3,167	3,626	3,627	3,646	3,665	3,615
	人数	0	268	276	276	277	278	274
(3) 施設サービス	人数	703	691	700	705	681	674	674
介護老人福祉施設	人数	308	309	314	319	319	319	319
介護老人保健施設	人数	273	264	264	264	264	264	264
介護療養型医療施設	人数	122	118	122	122	98	91	—
介護医療院	人数	—	—	—	—	—	—	91
(4) 居宅介護支援	人数	1,497	1,544	1,548	1,572	1,580	1,588	1,566
合計	人数	5,348	5,446	5,604	5,640	5,648	5,675	5,609

② 介護予防給付

(単位：人・回)

		第6期			第7期			平成 37年度
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
(1) 居宅予防サービス	人数	855	923	634	353	312	312	304
介護予防訪問介護*	回数	1,108	1,115	649	7	0	0	0
	人数	216	213	123	17	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	回数	0	1	4	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	14	25	33	34	34	34	33
	人数	3	5	9	9	9	9	9
介護予防訪問リハビリテーション	回数	8	5	9	11	11	11	10
	人数	1	1	2	2	2	2	2
介護予防居宅療養管理指導	人数	1	5	3	3	3	3	3
介護予防通所介護*	人数	365	382	199	24	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	人数	105	120	111	111	111	111	109
介護予防短期入所生活介護	回数	24	44	28	25	25	25	25
	人数	3	6	3	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護(老健)	回数	3	1	3	4	4	4	4
	人数	1	0	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	回数	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数	131	159	155	155	155	155	152
特定介護予防福祉用具購入費	人数	8	9	7	7	7	7	6
介護予防住宅改修	人数	11	11	10	10	10	10	9
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	10	12	11	11	11	11	10
(2) 地域密着型介護予防サービス	人数	4	3	5	5	5	5	5
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	13	14	14	14	14
	人数	0	0	2	2	2	2	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	3	3	3	3	3	3	3
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	1	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	人数	634	658	458	266	267	268	264
合計	人数	1,493	1,584	1,097	624	584	585	573

※介護予防訪問介護と介護予防通所介護は平成30年度までとなり、地域支援事業に移行します。

(6) サービス種類別年間給付費の推計

① 介護給付

(単位：千円)

	第6期			第7期			平成 37年度
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
(1) 居宅サービス	2,465,651	2,300,146	2,430,908	2,442,383	2,484,473	2,525,930	2,492,172
訪問介護	518,556	538,702	553,852	556,950	566,887	576,670	568,922
訪問入浴介護	13,815	12,365	12,716	13,219	13,453	13,684	13,499
訪問看護	25,642	27,654	30,381	30,756	31,303	31,844	31,414
訪問リハビリテーション	5,226	5,691	8,302	8,191	8,336	8,480	8,365
居宅療養管理指導	7,943	10,987	13,348	13,415	13,581	13,743	13,743
通所介護	1,106,575	905,151	972,520	977,337	994,777	1,011,945	998,350
通所リハビリテーション	267,331	283,186	271,661	272,711	277,576	282,364	278,572
短期入所生活介護	92,381	91,451	108,116	108,406	110,340	112,243	110,735
短期入所療養介護（老健）	21,342	23,923	25,167	25,361	25,812	26,256	25,903
短期入所療養介護（病院等）	0	713	647	556	565	574	565
福祉用具貸与	104,362	106,579	117,153	117,122	117,978	118,837	117,240
特定福祉用具購入費	4,548	3,741	4,999	4,947	4,982	5,018	4,950
住宅改修費	12,047	12,787	11,584	11,271	11,352	11,434	11,279
特定施設入居者生活介護	285,883	277,216	300,462	302,141	307,531	312,838	308,635
(2) 地域密着型サービス	199,950	475,472	554,203	575,286	622,111	671,861	665,296
認知症対応型通所介護	19,881	14,613	21,343	21,987	22,378	22,764	22,457
小規模多機能型居宅介護	73,791	69,356	96,096	113,795	115,823	117,822	116,239
認知症対応型共同生活介護	106,278	99,618	102,542	103,527	141,940	183,403	183,403
地域密着型通所介護	0	291,885	334,222	335,977	341,970	347,872	343,197
(3) 施設サービス	2,178,233	2,119,274	2,204,353	2,231,510	2,171,725	2,168,045	2,168,045
介護老人福祉施設	881,300	882,345	938,108	957,760	969,706	981,261	981,261
介護老人保健施設	848,647	815,111	815,685	819,721	829,945	839,835	839,835
介護療養型医療施設	448,286	421,818	450,560	454,029	372,074	346,949	—
介護医療院	—	—	—	—	—	—	346,949
(4) 居宅介護支援	226,670	235,741	241,488	246,389	250,784	255,111	251,685
介護計	5,070,504	5,130,633	5,430,952	5,495,568	5,529,093	5,620,947	5,577,198

② 介護予防給付

(単位：千円)

	第6期			第7期			平成 37年度
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
(1) 介護予防サービス	234,693	245,043	168,264	79,460	79,665	80,816	79,725
介護予防訪問介護	43,618	44,045	25,663	296	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	8	89	139	0	0	0	0
介護予防訪問看護	873	1,497	2,052	2,162	2,199	2,236	2,206
介護予防訪問リハビリテーション	322	169	360	457	463	471	464
介護予防居宅療養管理指導	84	476	231	279	282	287	283
介護予防通所介護	118,852	121,130	65,093	656	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	38,544	41,858	40,493	40,878	41,605	42,322	41,753
介護予防短期入所生活介護	1,507	2,809	1,821	1,647	1,674	1,702	1,678
介護予防短期入所療養介護(老健)	264	146	645	776	789	803	792
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	9,048	10,924	10,504	10,475	10,551	10,627	10,483
特定介護予防福祉用具購入費	2,051	2,638	2,431	2,431	2,447	2,464	2,431
介護予防住宅改修	9,726	9,245	8,337	8,776	8,839	8,903	8,782
介護予防特定施設入居者生活介護	9,796	10,017	10,495	10,627	10,816	11,001	10,853
(2) 地域密着型サービス	2,152	1,486	3,049	2,975	3,025	3,076	3,035
認知症対応型通所介護	0	0	1,332	1,460	1,483	1,508	1,488
小規模多機能型居宅介護	1,833	1,486	1,717	1,515	1,542	1,568	1,547
認知症対応型共同生活介護	319	0	0	0	0	0	0
(3) 居宅介護予防支援	33,392	34,797	24,031	14,012	14,260	14,505	14,309
介護予防計	270,237	281,326	195,344	96,447	96,950	98,397	97,069
介護給付費(A)	5,340,741	5,411,959	5,626,296	5,592,015	5,626,043	5,719,344	5,674,267

2 標準給付費見込額

第7期における標準給付費見込額は以下のとおりであり、第7期合計で181億4,000万円、地域支援事業費全体で9億5,900万円と推計されます。

■ 標準給付費見込額 ■

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計
総給付費※	5,592,015	5,626,043	5,719,344	16,937,402
特定入所者介護等給付額	231,101	233,982	236,770	701,853
高額介護サービス費等給付額	142,133	143,904	145,619	431,656
高額医療合算介護サービス費等給付額	17,534	17,752	17,964	53,250
審査支払手数料	5,336	5,364	5,392	16,092
標準給付費見込額	5,988,119	6,027,045	6,125,089	18,140,253

※ 「在宅」、「居住系」、「施設」各サービスの給付費の合計値

■ 地域支援事業費 ■

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計
地域支援事業費	310,099	320,451	328,594	959,144
介護予防・日常生活支援総合事業費	188,259	192,519	196,824	577,602
包括的支援事業・任意事業費	121,840	127,932	131,770	381,542

3 第1号被保険者における保険料の見込み

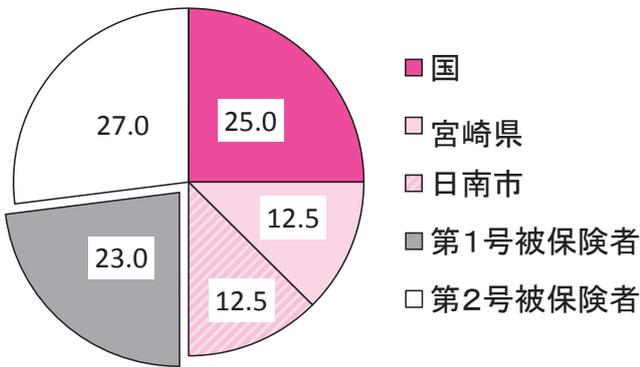
(1) 第1号被保険者の負担割合の変更

標準給付費及び地域支援事業費のうち、第1号被保険者による保険料の負担割合は、政令により定められています。第6期計画中は22%の負担でしたが、第7期計画中は23%の負担となります。

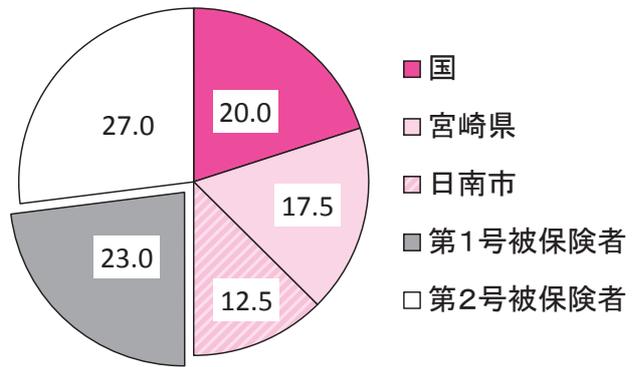
なお、介護給付費及び地域支援事業費の具体的な負担割合は、下図のとおりです。

① 介護給付費の負担割合

■ 施設外給付費

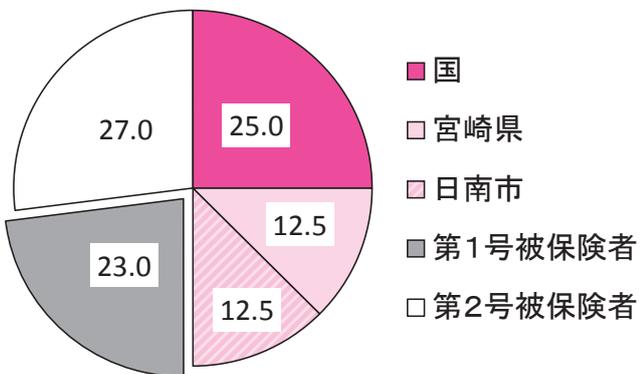


■ 施設給付費

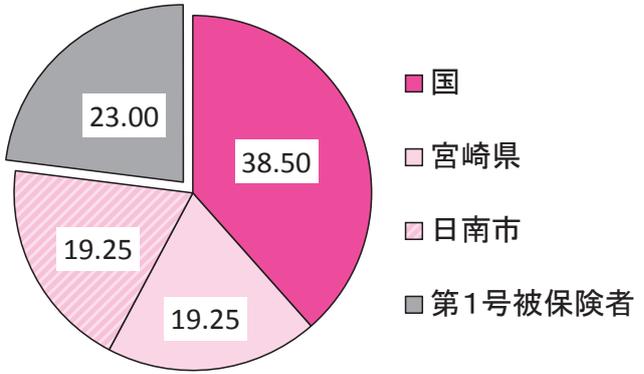


② 地域支援事業費の負担割合

■ 介護予防・日常生活支援総合事業



■ 包括的支援事業及び任意事業



(2) 第7期介護保険料の段階設定

第7期の保険料率は、以下のとおり所得段階を9段階とし、割合を設定しました。

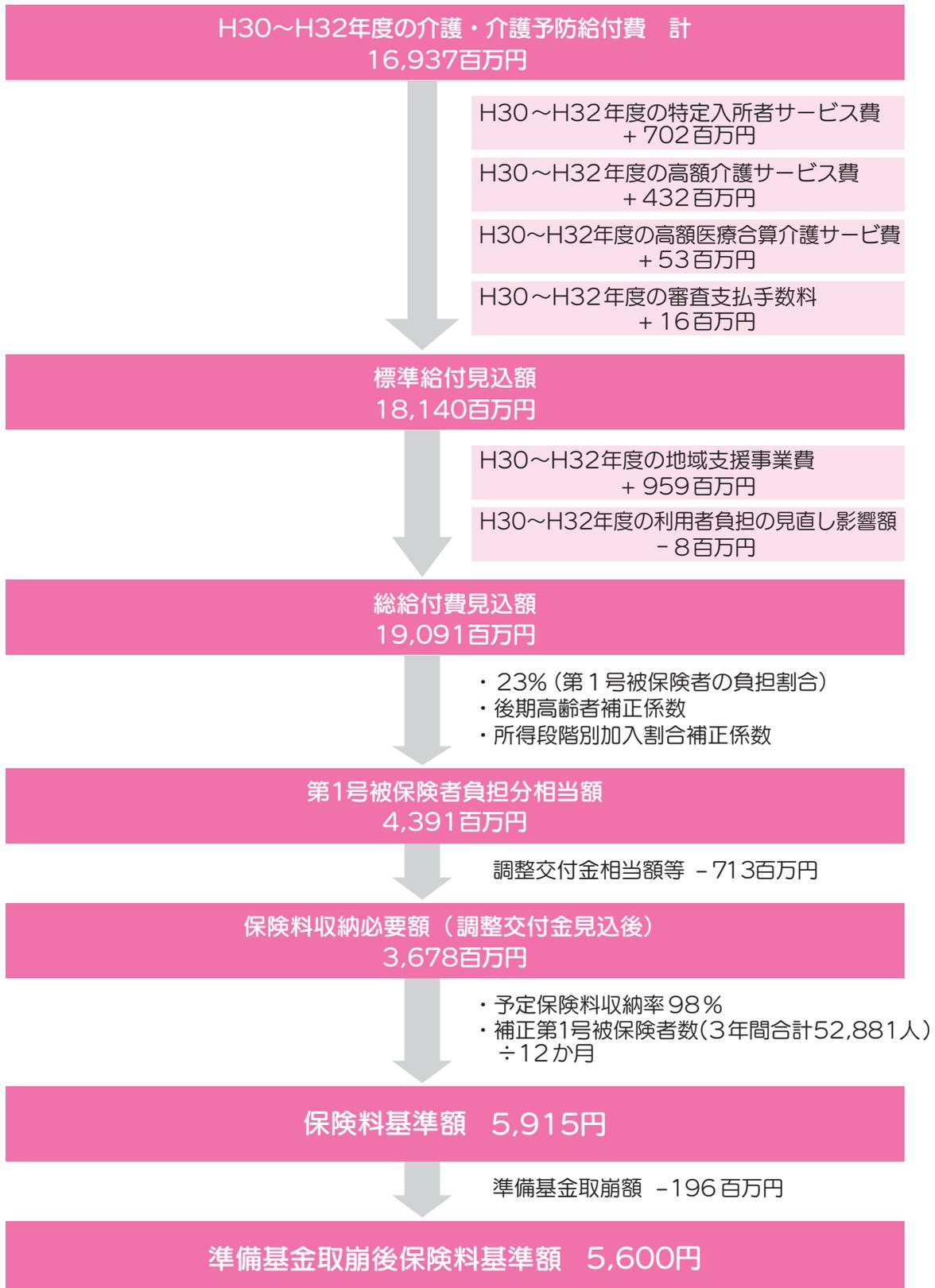
市民税世帯非課税層の保険料負担を軽減するため、公費が投入されており、実質的な負担を減らす仕組みが設けられます。

段 階	対 象 者	保 険 料 率
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の場合 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	×0.50
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の者	×0.75
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている者	×0.75
第4段階	本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	×0.90
第5段階	本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている者	基準額
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額120万円未満の者	×1.20
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額200万円未満の者	×1.30
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円未満の者	×1.50
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上の者	×1.70

(3) 保険料収納必要額と保険料基準額

これまで推計してきた、介護保険に必要な標準給付費見込額をもとに、第1号被保険者1人あたりの介護保険料を算出しました。

■ 保険料基準額の推計の流れ ■



(4) 第1号被保険者の保険料

本市の第1号被保険者の介護保険料基準額の算定に伴い、所得段階別の月額・年額の介護保険料を次のように設定しました。

公費の投入により、第7期計画期間（平成30年度～31年度）の第1段階、平成32年度の第1段階～第3段階の低所得者の介護保険料の軽減を図っています。

*平成32年度については、消費税率引き上げが実施された場合。

■ 所得段階別第1号被保険者介護保険料（公費投入による負担軽減前） ■

(単位：円)

段 階	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	0.50	33,600
第2段階	0.75	50,400
第3段階	0.75	50,400
第4段階	0.90	60,480
第5段階	1.00	67,200
第6段階	1.20	80,640
第7段階	1.30	87,360
第8段階	1.50	100,800
第9段階	1.70	114,240

<公費投入による負担軽減後>

■ 所得段階別第1号被保険者介護保険料（平成30年度、平成31年度） ■

(単位：円)

段 階	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	0.45	30,240
第2段階	0.75	50,400
第3段階	0.75	50,400
第4段階	0.90	60,480
第5段階	1.00	67,200
第6段階	1.20	80,640
第7段階	1.30	87,360
第8段階	1.50	100,800
第9段階	1.70	114,240

■ 所得段階別第1号被保険者介護保険料（平成32年度） ■

（単位：円）

段階	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	0.30	20,160
第2段階	0.50	33,600
第3段階	0.70	47,040
第4段階	0.90	60,480
第5段階	1.00	67,200
第6段階	1.20	80,640
第7段階	1.30	87,360
第8段階	1.50	100,800
第9段階	1.70	114,240

（5）2025年のサービス水準等の推計及び第7期の目標

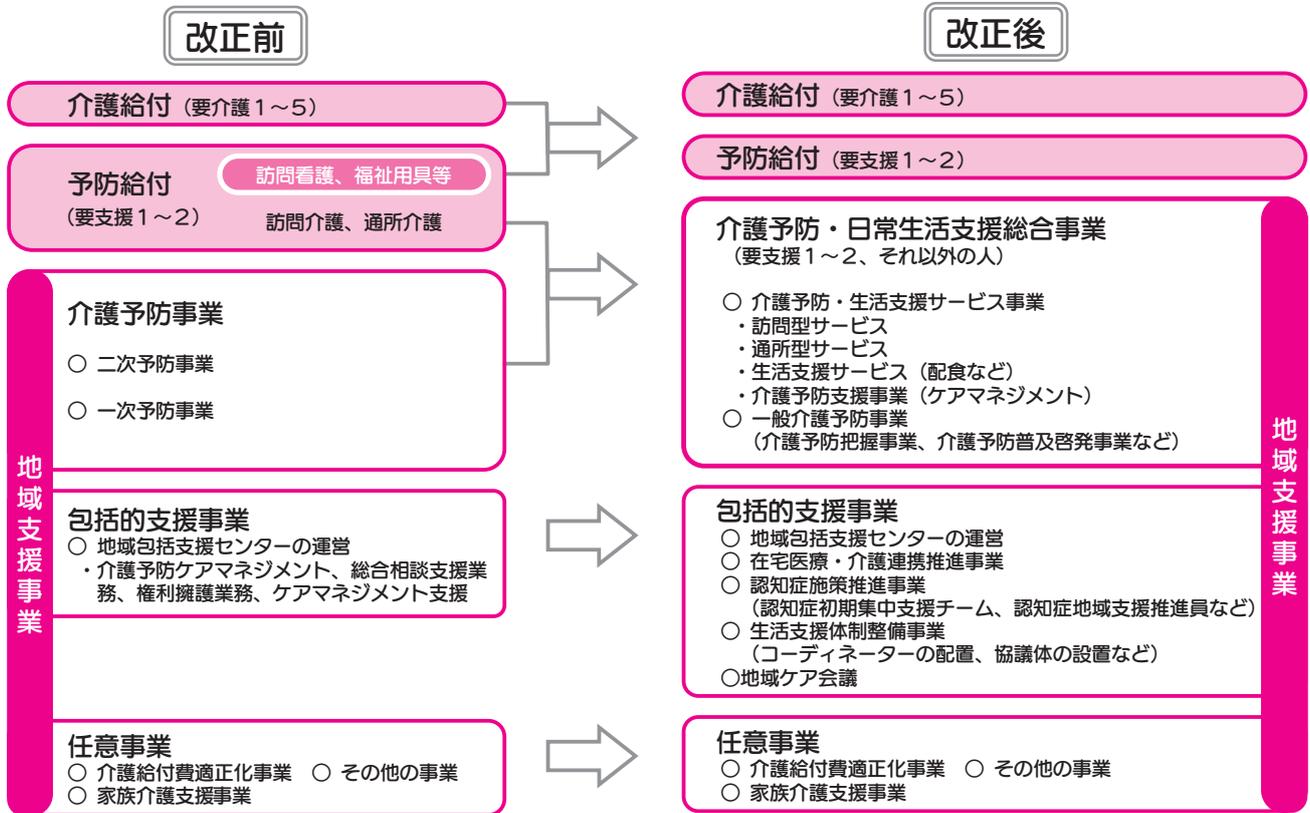
現時点におけるサービスの種類、介護報酬及び各サービスの利用率が今のまま継続するという仮定のもとで、2025年（平成37年）のサービス水準を見込みました。

2025年の推計値は、標準給付費と地域支援事業費の合計が約64億円、また第7期の保険料率をもとに介護保険料を推計すると、基準月額保険料は6,669円となります。

第7期計画は、2025年（平成37年）に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に合わせた「地域包括ケアシステムを深化・推進」していく期間と位置づけ、P D C Aサイクルによる保険者機能を強化し、「住民運営の通いの場」の拡大をはじめ、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を推進することを目標とします。

5-3 地域支援事業の充実

1 介護予防・日常生活支援総合事業



(1) 介護予防・生活支援サービス事業

概要及び現状と課題

平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業において、現行相当の介護予防訪問サービス及び介護予防通所サービスを開始しています。

その他、運動器機能が低下している高齢者向けの短期集中型通所サービス及び閉じこもりやつ、認知症の心配がある高齢者向けの短期集中型訪問サービスを開始しています。

高齢化が進むなか、多様なサービス提供により、利用者のサービス利用の選択肢の充実をはじめ、高齢者自らが生活支援の担い手となって活躍できる体制づくりが求められます。

今後の展開

地域包括支援センターとの連携を密にし、サービス利用者の状態に応じて適切なケアマネジメントを行い、自立に向けた支援を図ります。

今後は、各種サービスについて多方面から検証・評価を行うことにも重点を置いて、継続して実施します。また、ニーズに合ったサービス内容の検討も行っていきます。

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

概要及び現状と課題

平成27・28年度は、国の方針に基づき、70歳・75歳・80歳・85歳の節目の年齢の人に基本チェックリストを実施しました。平成29年度は、窓口での相談や地域包括支援センターから収集した情報を活用して対象者の把握に努めました。

収集した情報から、その人の状態に応じて介護予防に関する各種サービスにつなげています。

■ 介護予防把握事業（実績） ■

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定高齢者数	502	483	

今後の展開

地域包括支援センターのほか、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携を密にしながら、情報の収集及び把握に努めていきます。

② 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業

概要及び現状と課題

介護予防推進サポーター養成による人材の確保及びフォローアップ研修により、サポーターの能力向上を図っています。

市主催の介護予防教室は、主要9地区での開催を網羅し、誰もが継続的に取り組めるよう環境を整備しました。参加者数も年次的に増加しています。

行政区単位で行っている「住民主体の介護予防教室」を平成25年度より開始し、年次的に実施個所を拡大しています。未実施地区に対する立ち上げに向けた取組が必要です。

■ 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業（実績） ■

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
各介護予防教室参加者数	6,152	8,081	17,764

今後の展開

今後も、介護予防推進サポーター養成とフォローアップを継続的に行い、人材を確保します。「住民主体の介護予防教室」の拡大にあたって、活動拠点となる公民館等がない地区もあり、数地区共同での実施を含め、検討・調整を行います。また、未実施地区に対しては、介護予防の普及啓発を行いながら、立ち上げに向けた働きかけや調整を行います。

介護予防への関心を高めるため、高齢者団体等への介護予防に関する基本的な知識の普及啓発や市の取組に関する情報の発信に努めます。

■ 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業（目標） ■

（単位：人）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
各介護予防教室参加者数	23,000	28,000	33,000

③ 一般介護予防事業評価事業

概要及び現状と課題

介護予防教室の参加者数及び教室数並びに要介護認定者数の推移について、経年的に比較・分析しています。比較・分析を行う中で、要介護認定者数の増加が抑制されていることから、介護予防事業の効果によるものと評価しており、講話等の手段を用いて各種団体や市民に対して周知を行っています。

今後も、より質の高い事業を展開していくためには、評価結果のうち、必要な情報を市民等に対して的確に伝えていくことが必要です。

今後の展開

介護予防教室の拡大を図りながら、今後も継続して事業の評価・分析を行い、必要な情報を広く市民に周知し、介護予防に対する意識啓発を図ることに重点を置いていきます。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

概要及び現状と課題

介護予防・日常生活支援総合事業における短期集中型サービスについて、リハビリテーション専門職（以下「リハビリ職」という）の指導者を有する事業所に委託し、助言を受けながら実施しています。任意団体等からの依頼に応じて、リハビリ職による講話の機会を設ける等、市民への介護予防に関する技術的助言が受けられるようにしています。

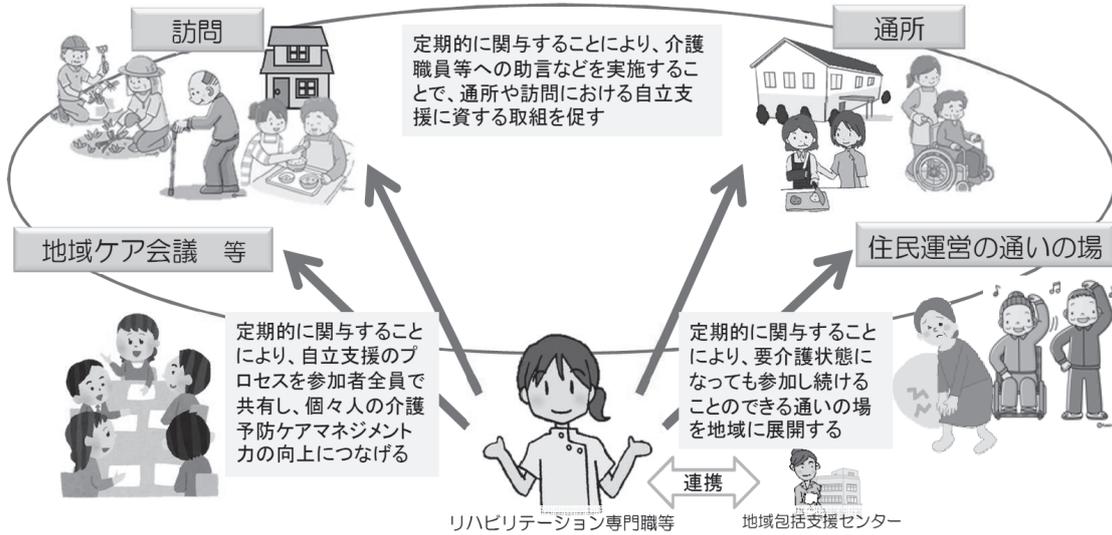
平成29年度より実施の「自立支援型地域ケア会議」において、リハビリ職の活用を行っています。

地域における介護予防への取組強化のため、リハビリ職を積極的に活用していくことが求められます。

今後の展開

地域における介護予防への取組を強化するため、リハビリ職の活用をさらに推進していきます。

■ 地域リハビリテーション活動支援事業のイメージ図 ■



2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの機能強化

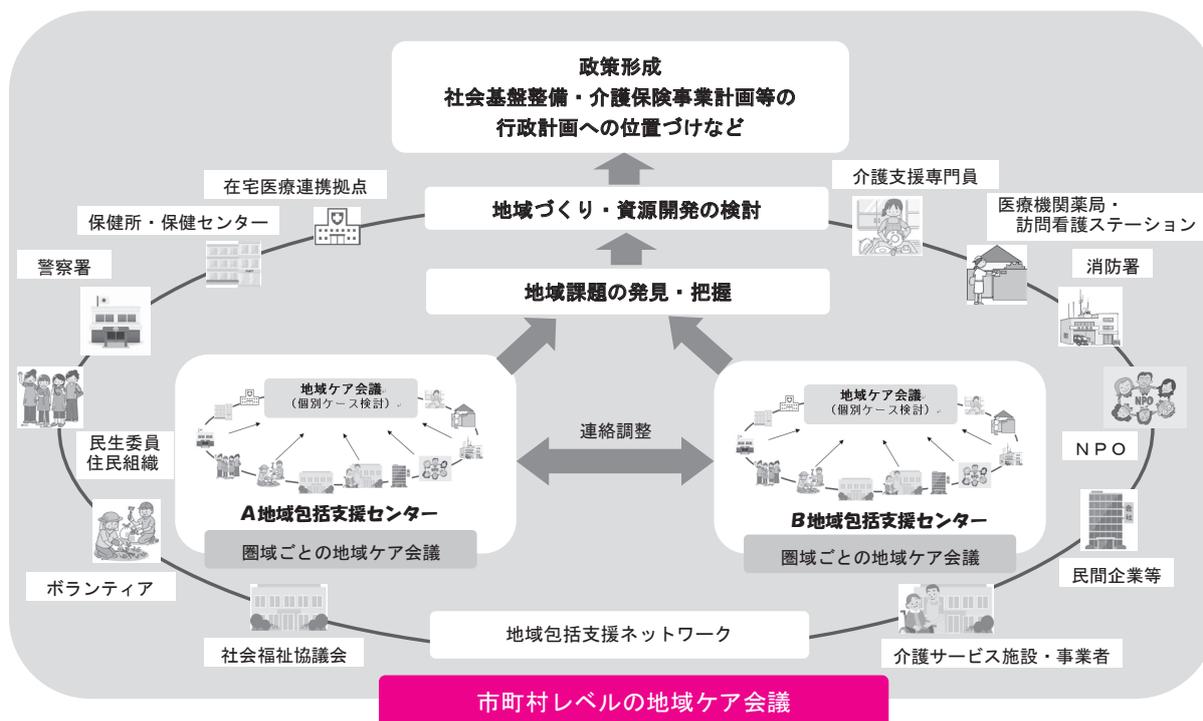
地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。また、地域包括ケアの確立のため、地域のネットワークを基盤としながら、地域住民の相談に対するワンストップサービスの拠点として、様々な生活支援サービスが適切に提供されるよう調整するコーディネート機能も有しています。

① 地域ケア会議

「地域ケア会議」は、地域包括ケアシステムの実現に有効な手法であり、一層の取組の充実を図る必要があります。

具体的には、個別事例の検討を通じて、様々な職種の専門職によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげる等、実効性のあるものとして定着・普及を図ります。

■ 地域包括支援センターにおける地域ケア会議のイメージ ■



② 介護予防ケアマネジメント

概要及び現状と課題

アセスメントにより、対象者の状態等を適切に把握したうえで、その状態等に応じた目標を設定し、効果的な介護予防プランの作成を行っています。

高齢者の増加や地域包括支援センターへの要請の高まりの中で、地域包括支援センターにおいて効果的な介護予防事業を提供していくため本事業の充実を図る必要があります。

今後の展開

自立支援に資するケアマネジメント実施に向け、地域包括支援センター職員のスキルアップを図ります。

対象者へ適切な支援が行えるよう、地域包括支援センター全体の業務量等を考慮し、適切な人員配置等の体制整備の検討を行います。

③ 総合相談支援

概要及び現状と課題

相談に応じて適切な情報提供やサービス利用等につなげられるよう、関係機関との連携を行っています。

相談が多様化してきており、個々の支援に時間を要しているため、適切な人員配置の検討が必要です。

今後の展開

今後は、多様化する相談に3職種（社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等）がそれぞれの専門性を発揮して対応できるよう、更なるスキルアップや関係機関との連携強化を図っていきます。

また、適切な相談支援が行えるよう、地域包括支援センター全体の業務量等を考慮し、適切な人員配置等の体制整備を検討します。

④ 権利擁護事業

概要及び現状と課題

実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した困難事例等に対し、関係機関等と連携して高齢者の権利擁護のための支援を行っています。

支援につながっていない人が潜在的にいると想定されるため、制度の周知・広報を図っていくことが必要です。

今後の展開

今後は、困難な状況にある高齢者に対して、関係機関と連携した支援を行うとともに、高齢者自身にも権利擁護に関する制度等を理解してもらえるよう、出前講座等による学習の機会を作っていくことにも重点を置いていきます。

⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

概要及び現状と課題

地域の関係機関との連携を通してケアマネジメントの後方支援を行なうため、支援困難事例を抱えるケアマネジャーへの指導・助言・同行や各圏域内における関係機関等との情報交換・研修を行っています。

ケアマネジャーへの適切な指導・助言が継続していけるよう、体制の整備が必要です。

今後の展開

ケアマネジャーへの適切な後方支援が行えるよう、地域包括支援センター全体の業務量等を考慮し、体制整備を検討します。

支援困難事例への適切な対応を図るため、関係機関との連携を強化します。

以上の事業の取組を進めるにあたっての第7期計画における地域包括支援センターの機能強化の項目は以下のとおりです。

○地域包括支援センターの体制強化

- 高齢化の進行、それに伴う相談・支援件数の増加等を勘案し、適切な体制を確保する
- 今後、現在の業務に加え地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進を図る中で、それぞれのセンターの役割に応じた体制の強化を図る

○地域包括支援センターの業務内容の見直し

- 在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進等を図る中で、地域の中で基幹となるセンターや機能強化型のセンターを位置付けるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す
- 委託型センターに対して、運営方針等により、より具体的な業務内容を提示する
- 市との役割分担、それぞれのセンターが担うべき業務内容を明確化する

○地域包括支援センターにおける効果的運営の推進

- センターがより充実した機能を果たしていくには、運営に対する評価が必要であり、地域包括支援センター運営協議会等による評価、PDCAの充実等、継続的な評価・点検を強化するとともに、センターの取組について周知を図る

(2) 在宅医療・介護連携の推進

概要及び現状と課題

市立中部病院に設置した「在宅医療・介護連携推進室」において、相談窓口の設置、医療・介護サービス資源の把握、専門職の資質向上のための研修会等を実施しています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅医療・介護連携の充実を図っていく必要があります。

■ 在宅医療・介護連携のイメージ図 ■



今後の展開

医療と介護に係る関係課、関係機関等との顔の見える関係づくりを構築することにより、連携体制を強化します。

在宅医の確保及び看護師等専門職の育成を図り、在宅での看取りに対応できる体制を推進します。

(3) 認知症施策の推進

概要及び現状と課題

認知症サポーター養成講座を積極的に行い、受講者も年々増加しています。

認知症初期集中支援チームの活動充実を図っています。

担当課、市立中部病院、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策に取り組んでいます。

○認知症初期集中支援チームの設置

- 市立中部病院の複数の専門職が、認知症と疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う

○認知症地域支援推進員の設置

- 認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う

今後の展開

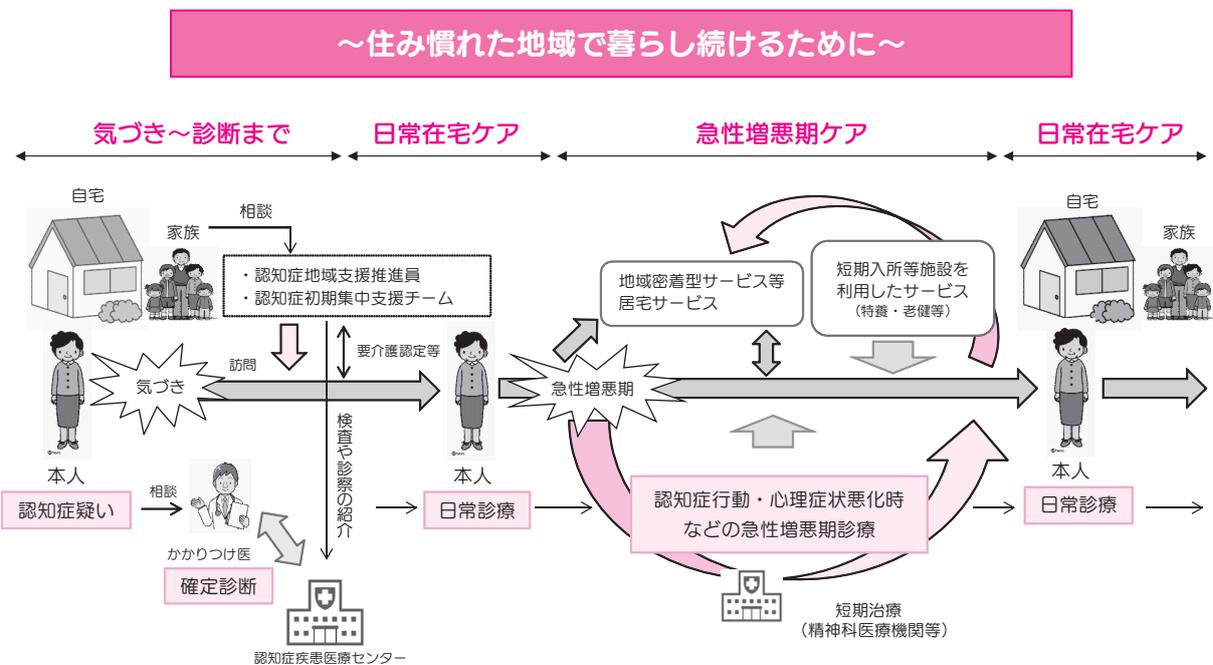
高齢者の増加とともに認知症の人の数も増加しており、「地域ぐるみの見守り活動」の強化を行います。

認知症キャラバンメイトのフォローアップ及び認知症サポーターの養成を継続し、地域住民への認知症の理解を深めます。

見守り声かけ訓練（徘徊者搜索模擬訓練）等の普及啓発を図り、地域主体での取組を支援するとともに、その中でサポーターが活躍できるよう整備を行います。

また、本市では、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）については、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置等により体制を構築しており、今後、更なる連携強化に努めるとともに、認知症予防教室などの予防に力を入れて取り組みます。

■ 認知症ケアパスの概念図 ■



(4) 生活支援サービスの体制整備

概要及び現状と課題

多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりに取り組んでいます。平成28年度より、第1層及び第2層に生活支援コーディネーターを配置しています。

生活支援コーディネーター同士が連携しながら、地域資源の把握、ネットワーク形成、高齢者集いの場の発掘及び立ち上げ支援等を行っています。

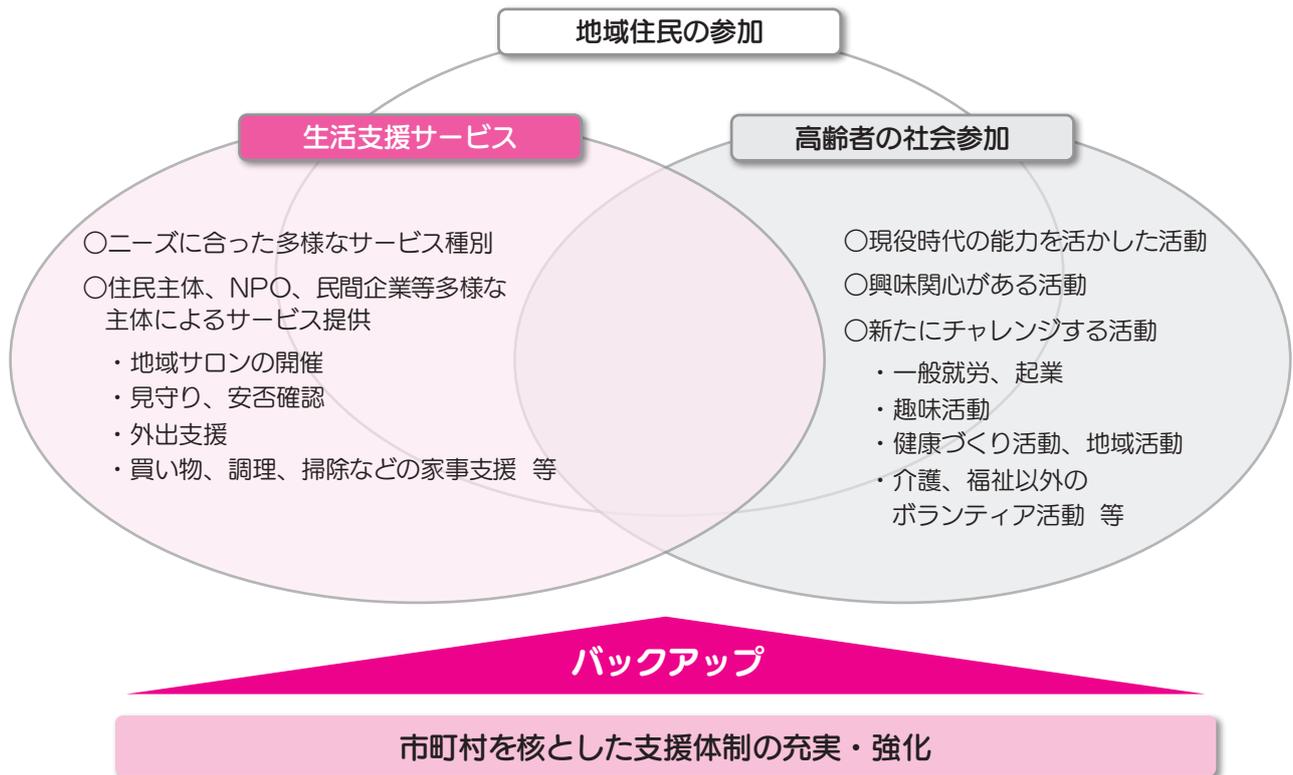
生活支援の必要性が増加するなか、多様な主体が生活支援サービスを提供することが求められています。

今後の展開

地域ごとに課題を把握・整理し、関係課や関係機関と協議・検討しながら解決していきます。

また、フォーマル及びインフォーマルサービスを抽出・整理し、不足するサービスの開発や普及啓発に努めます。

■ 生活支援サービスと高齢者の社会参加のイメージ ■



3 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業

① 介護給付費の適正化

概要及び現状と課題

介護給付費等に要する適正化の基本は、介護を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供することを促すことです。

【概要】

事業名	事業内容
認定調査状況チェック	<ul style="list-style-type: none"> ・認定調査内容について書面にて審査する ・認定調査員の研修会を行い、調査員の資質向上を図る ・介護認定審査会の審査員の研修会を行い、判断基準の統一及び適正な審査判定を行う
ケアプランの点検	<ul style="list-style-type: none"> ・「宮崎県ケアプラン適正化支援マニュアル」を活用したケアプラン点検を行い、介護支援専門員の資質向上を図る ・地域ケア会議を開催して自立支援型のケアプランの作成を促す
住宅改修等の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な住宅改修や福祉用具購入及び貸与を行うよう、事前事後の書類審査の徹底を行い、必要に応じて現地確認等の調査を実施する
医療費突合・縦覧点検	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会への委託により、医療費突合・縦覧点検を行い、介護給付の適正化を図る
介護給付費通知	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用状況や給付費全体の確認ができるように、サービス利用者に対し、介護給付費通知の送付を行う

■ 介護給付費の適正化（実績） ■

事業名	指標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定調査状況チェック	認定調査票チェック	3,982件	3,367件	3,336件
	認定調査員研修会実施回数	2回	3回	4回
ケアプランの点検	ケアプランの点検			30件
	地域ケア会議の開催			20件
住宅改修等の点検	住宅改修の点検訪問調査	91件	93件	68件
	福祉用具の点検訪問調査	24件	19件	27件
医療費突合・縦覧点検	リストの点検	217件	312件	224件
介護給付費通知	介護給付費通知の発送	1回	1回	1回

今後の展開

適正化を効率的かつ円滑に進めるために、主要事業における目標指標を設定し、目標達成に向けた適正化事業の実施に取り組みます。

■ 介護給付費の適正化（目標） ■

事業名	指標	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認定調査状況チェック	認定調査票チェック	全件	全件	全件
	認定調査員研修会 実施回数	4回	4回	4回
ケアプランの点検	ケアプランの点検	毎月のプラン のうち5%	毎月のプラン のうち8%	毎月のプラン のうち10%
	地域ケア会議の開催	48件	48件	48件
住宅改修等の点検	住宅改修の点検訪問 調査	改修費10万円 以上の改修全 件	改修費10万円 以上の改修全 件	改修費10万円 以上の改修全 件
	福祉用具の点検訪問 調査	購入費5万円 以上の全件	購入費5万円 以上の全件	購入費5万円 以上の全件
介護給付費通知	介護給付費通知の 発送	1回	1回	1回

② 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化**今後の展開**

地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、日常生活支援事業者等に対し、実地指導・集団指導を実施し、事業所の誤認識を是正し、サービス提供体制の向上を行います。

■ 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化（目標） ■

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業所集団指導	1回	1回	1回
地域密着型サービス事業 実地指導	6件	13件	11件
日常生活支援事業者 実地指導	13件	10件	10件
居宅介護支援事業者 実地指導	11件	11件	6件

(2) 家族介護支援事業

概要及び現状と課題

事業名	概要及び現状と課題
家族介護教室	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護高齢者を介護する家族などに対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催しています ・各地域包括支援センターが内容を工夫しながら実施しています
介護用品支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢者で、要介護4、5と認定された人を在宅で介護している家族を対象に、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバー、介護用防水シートなどを支給しています（支給限度額：5千円/月1回） ・要介護者の在宅生活の維持及び介護者の負担軽減の一助となっています
家族介護慰労金支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の要介護4、5と認定受け、1年間介護給付を受けていない人を介護している家族を対象に、介護慰労金を支給しています（年額10万円） ・現在は、家族介護慰労金支給事業の対象者は少ない状況となっています

■ 家族介護支援事業（実績） ■

【家族介護教室】

（単位：か所）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
教室数	8	9	8

【介護用品支給事業】

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	111	111	120

【家族介護慰労金支給事業】

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給者数	2	2	1

今後の展開

事業名	具体的な展開
家族介護教室	・今後も地域の実情やニーズに応じた教室を継続して開催します
介護用品支給事業	・事業の目的に沿って継続した取組を行うとともに、利用促進のため事業内容の周知を図ります
家族介護慰労金支給事業	・今後は、在宅介護を普及するために、より活用しやすい内容への改善を行います

■ 家族介護支援事業（目標） ■

【家族介護教室】

(単位：か所)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
教室数	8	8	8

【介護用品支給事業】

(単位：人)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	120	125	130

【家族介護慰労金支給事業】

(単位：人)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給者数	1	1	1

(3) その他の事業

概要及び現状と課題

事業名	概要及び現状と課題
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りのない認知症高齢者などで、親族などによる後見開始審判の請求が期待できない人について後見制度利用の支援を行っています ・適切な利用支援につなげていない人が潜在的にいることが考えられます
生活管理指導短期宿泊事業	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の虚弱高齢者で、基本的な生活習慣の欠如、対人関係の不成立等社会適応、日常生活が困難な方や高齢者虐待等の緊急避難的利用に対し、市内養護老人ホームにおいて短期間の宿泊を行っています ・生活管理指導短期宿泊事業は、平成27年度より介護保険制度から除かれたため、市の単独事業で実施しています
「食」の自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯及び身体障がい者で、老衰・心身の障がい・傷病等の理由により、調理または食料品の買出しが困難な人に対し、配食サービスを提供しています ・「食」の自立支援事業は、食の確保が困難な高齢者等の栄養改善や安否確認のために必要です
福祉用具・住宅改修支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員等が介護（予防）サービスを利用していない人の住宅改修等に必要理由書を作成した際、その経費の助成を行っています ・事業の実施にあたっては、専門職等と連携しながら、支援が必要な人に対して適切に実施しています

■ その他の事業（実績） ■

【成年後見制度利用支援事業】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	5	8	13

【生活管理指導短期宿泊事業】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	2	2	4

【「食」の自立支援事業】

(単位：人、食)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間登録者数（実人員）	101	82	82
利用食数	14,347	14,492	14,388

【福祉用具・住宅改修支援事業】

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用件数	622	601	576

今後の展開

事業名	具体的な展開
成年後見制度利用支援事業	・支援の必要な人が適切な制度利用につながるよう、制度の周知・広報や関係機関とのネットワーク構築等により、更なる利用促進を図ります
「食」の自立支援事業	・今後も事業内容の周知を図り、支援が必要な人に迅速な対応を行います
福祉用具・住宅改修支援事業	・介護サービス事業所等の専門職に対して、継続して制度の周知を図っていきます

■ その他の事業（目標） ■

【成年後見制度利用支援事業】

(単位：人)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	17	21	25

【「食」の自立支援事業】

(単位：食)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年間登録者数（実人員）	92	97	102
利用食数	17,000	18,500	20,000

【福祉用具・住宅改修支援事業】

(単位：件)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数	576	576	576